

利用上の注意

- 1 この報告書は、姫路市が独自で集計したものであり、後日、経済産業省が公表する確定数とは相違することがある。
- 2 商業統計調査における姫路市の卸売業及び小売業のうち、年間商品販売額等があり、産業細分類格付に必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計したものであり、以下のすべてに該当する事業所（集計対象（有効回答）事業所）について集計した。
 - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所であること※ 第 7 表 産業分類、商品分類別集計は、個々の商品別に事業所数を計上し、各計には、その事業所数を積み上げた延事業所数として計上しているため、他の表とは一致しない。
- 3 平成 26 年商業統計調査は、日本標準産業分類の第 12 回改定及び調査設計の大幅変更が行われたことに伴い、平成 19 年調査の数値とは接続しないため、比較していない。
- 4 「平成 24 年」の数値は、「平成 24 年経済センサス-活動調査」の結果である。
- 5 平成 24 年経済センサス-活動調査との比較は、単位当たりの年間商品販売額等の販売効率の比較についてのみ行い、「事業所数」、「従業者数」、「年間商品販売額」等の集計値での比較は両調査の集計対象範囲の違いもあり行っていない。
- 6 姫路市は、平成 18 年 3 月 27 日に近隣 4 町（家島町、夢前町、香寺町、安富町）と合併したが、合併以前の調査結果については、注釈のないかぎり合併した 4 町の数値は含んでいない。
- 7 統計表の記号は次のとおり。
 - 「－」 該当なし
 - 「…」 不明
 - 「0.0」 単位未満
 - 「△」 減少
 - 「×」 事業所が 1 又は 2 の場合、秘密保持のために数値を秘匿したものである。また、前後の関係から「×」の数値が判明する場合は、3 以上の事業所に関する数値も「×」としている。
- 8 構成比等は、端数を四捨五入しているため、合計において 100 %に戻らない場合があります。
- 9 この報告書における「校区」とは、姫路市立学校校区規則（昭和 28 年教委規則第 2 号）第 2 条に規定する小学校の校区に準じたものです。